

福島市自動体外式除細動器（AED）貸出要綱

（目的）

第1条 この要綱は、多数の市民が参加する催し又は行事（以下「各種イベント等」という。）において、自動体外式除細動器（以下「AED」という。）の貸出しについて必要な事項を定め、突然の心肺停止者の救命活動に対する迅速な救命活動に備えることを目的とする。

（貸出対象）

第2条 本事業で貸出対象とする事業は、市内の町内会、体育関係団体、青少年団体その他これらに類する団体が、AEDの貸出しを受けて実施しようとする各種イベント等が、次の各号のいずれかに該当する場合に貸出するものとする。

- (1) AEDを営利目的として使用しないこと。
- (2) 各種イベント等の参加者がおおむね20名以上であること。
- (3) AEDを含めた普通救命講習等を修了している者が立ち会うこと。
- (4) その他、消防長が認めた事業。

（貸出台数及び期間）

第3条 AEDの貸出しの台数は1台とし、期間は各種イベント等の開催される期間及び前後の期日とし、最長7日以内とする。ただし、消防長が認める場合はこの限りでない。

（貸出方法）

第4条 申請者は、貸出しを受ける1週間前までに、貸出承認申込書（第1号様式）を消防本部へ提出することとする。また、貸出しを受ける際には、本人と確認できる証明書等を提示しなければならない。

- 2 貸出者は、貸出状況、貸出要件の適格性等により貸出可能と認められた場合には、AEDの貸出を行う前までに「貸出承認書」（様式第2号）を通知する。
- 3 申請者等は、貸出留意事項の説明を受けた後、「貸出承認書」と引き替えにAEDを借り受けることとする。

（費用負担）

第5条 AEDの貸出料金は、無料とし、貸出期間におけるAEDの運搬等に要する経費は、申請者等が負担する。

（維持管理）

第6条 申請者等は、AEDを目的以外で使用せず、転貸することなく良好な状況で管理することとする。

（使用の報告）

第7条 申請者等は、AEDを使用した場合は、使用状況報告書（第3号様式）を消防本部へ提出しなければならない。

（故障・破損・紛失）

第8条 申請者等は、AEDを故障・破損・紛失させた場合には、速やかに故障・破損・紛失届出書（様式第4号）を消防本部へ提出しなければならない。

(損害賠償)

第9条 申請者等が責めに帰すべき事由によりAEDを破損又は紛失した場合には、申請者等は損害を賠償するものとする。

(貸出し中止)

第10条 消防長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、AEDの使用を停止し、AEDの返却を求めることができる。

- (1) 貸出しを受けた団体が、AEDを使用しなくなったとき。
- (2) 貸出しを受けた団体が、本要綱の規定に違反したとき。
- (3) その他消防長が特に必要と認めたとき。

第11条 使用者は、貸出期間の満了日の翌日までに、指定された場合にAEDを返却し、なければならない。

(特例)

第12条 貸出者は、やむを得ない事由により、貸出不能となった場合、貸出承認後であっても、承認を取り消すことができる。

2 貸出者は、特に必要と認めるときは、貸出期間中であってもAEDを返還させることができる。

付則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成27年6月1日から施行する。